

個別避難計画の策定 人工呼吸器装着等の難病児者の計画作成支援

大阪府四條畷保健所 地域保健課 母子・難病・地域ケアチーム 西田 結実子

はじめに

大阪府四條畷保健所は大東市、四條畷市、交野市の三市を管轄しており、指定難病と小児慢性特定疾病患者があわせて約2500人おられます。

当保健所では難病児者の個別支援の一環として、医療費助成の新規申請時に災害に関する紙媒体による啓発、災害時迅速な安否確認が必要な人工呼吸器装着等の難病児者（以下「要援護者」。注1）の名簿と要援護者の「災害時基本情報シート」（注2）の作成等を行っています。

取り組みの経緯

令和3年度から当保健所では、「難病患者等に係る避難支援等体制の整備について」（平成31年4月内閣府事務連絡）を根拠に保健所が把握する要援護者の名簿と市の避難行動要支援者名簿の突合を実施しました。同年5月、災害対策基本法の改正により個別避難計画（以下「計画」とする）作成が市町村の努力義務となり、同年12月の事務連絡にて、都道府県にも市町村を支援することが求められました。

そこで、令和4年度は保健所が支援している要援護者の1事例について居住市の担当へ計画の協働作成を提案・実施したところ、次のような成果が得られました。①要援護者が自発的に備蓄の更新や避難経路の確認を行う姿が見られた（自助の促進）、②避難支援者である近隣者と要援護者がつながりをもつことができた（共助の促進）、③市と保健所が難病児者の避難における課題を共有、また顔の見える関係となった（連携の強化）。

この経験をもとに、令和5年度は保健所が支援している要援護者の4事例について管内三市へ取り組みを広げました。

個別避難計画作成支援の実際

令和5年度については、内閣府個別避難計画作成モデル事業（以下「モデル事業」）に参画し、①計画作成支援、②管内三市合同会議、③取組集の作成を行いました（注3）。

①計画作成支援にあたっては、市の進め方や方針に沿って計画作成支援を行うこと、計画作成担当者と保健所が役割分担を行うこと（表）、進捗管理等の連絡を密に取りあうことを心がけました。

(表) 市担当者と保健所との主な役割分担

計画作成 担当者	○避難支援者の選定（自治会との調整） ○顔合わせ会議の調整・実施 ○個別避難計画の作成
保健所	○モデルケースの選定 ○医療情報や持ち出し物品の整理 ○避難支援者への依頼内容の具体化 ○顔合わせ会議の出席

②合同会議については、大阪府の防災、保健部局とも連携しながら開催しました。会議を通して明確となった管内三市の共通課題（避難先での医療機器の非常用電源確保、避難支援者の担い手不足、搬送手段の確保等）についてはモデル事業のアドバイザーボード委員より先行事例の紹介や解決に向けた助言を得ることができました。

③取組集については、保健所が管内市と連携して計画を作成するうえで必要なノウハウを言語化し、蓄積するために作成したことから、人事異動があってもこの取り組みを継続できると考えています。

今後の取り組み

令和6年度も、保健所が支援している要援護者の計画作成について支援を継続し、計画作成を通して自助・共助の促進や管内三市とのさらなる連携を進めていきます。

おわりに

各機関の強みを活かした役割分担と連携により計画を作成したことで、難病児者の避難の準備が進み、また、避難における課題を市と共有、検討することができました。今後も市との連携・連絡を継続し、災害時における避難支援体制の整備に努めていきます。

人工呼吸器装着等の難病児者に関わる福祉職や医療職など、すべての方にこの取り組みを知っていただき、実効性のある計画作成の推進の一助となれば幸いです。

（注1）令和6年8月時点23名

（注2）「大阪府保健所における難病患者・慢性疾患児のための災害対応マニュアル」（令和5年4月改訂版）に基づく様式の一つ

（注3）「医療的ケアのある難病児者の個別避難計画作成支援～市と連携した県型保健所の取組～」令和6年3月作成。大阪府難病ポータルサイトに掲載中

